

静岡女子短期大学・静岡県立大学短期大学部同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、静岡女子短期大学・静岡県立大学短期大学部同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校発展のために寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会（毎年1回）
- (2) 会員の親睦及び研修のための事業
- (3) 会報の発行
- (4) 会員名簿の作成・管理
- (5) その他（各クラスの実態報告）

(所在地)

第4条 本会は、事務所を静岡県立大学短期大学部（静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号）におく。

(支部)

第5条 本会は、同一地域に居住する5名以上の会員の希望により支部を設けることができる。

(会員)

第6条 本会は、静岡女子短期大学卒業生及び静岡県立大学短期大学部卒業生を会員とし、母校教職員を客員とする。なお、聴講生も希望により会員となることができる。

2 会員は、入学時に会費を納め卒業をもって入会とする。

(役員)

第7条 本会は、会務処理のため、次の役員をおく。

- (1) 顧問 学長
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名
- (6) 幹事 各回卒業生により2名

(任務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 会計は、会計の処理にあたる。
- 4 幹事は役員会と各クラスの会員間の連絡調整にあたる。

(役員を選任)

第9条 役員を選任は、下記の方法による。

- (1) 会長は会員の中から幹事会で選挙し、副会長及び会計は会長が委嘱する。
- (2) 幹事は、各回各クラスの選任による。

(役員任期)

第10条 顧問には任期を設けない。

2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(相談役)

第11条 本会は、相談役をおくことができる。

2 相談役は、会員・客員の中から、役員会の議を経て会長が委嘱する。その任期は、役員と同様とする。

3 相談役は、役員会に出席して意見を述べるができる。ただし、表決に加わることはできない。

(総会)

第12条 総会は、原則として毎年1回開き、本会の事業について報告し、重要な事項を審議する。

2 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。

(幹事会)

第13条 幹事会は随時開く。

(議決)

第14条 総会及び幹事会の議決は、出席者の過半数による。

(実費徴収)

第15条 本会の総会その他の会合に際し経費を要する時は、当日の出席者から実費を徴収することがある。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会員名簿)

第17条 会員名簿は本会事務所で保管・管理する。

(住所等の変更通知)

第18条 会員で住所及び姓名等の異動を生じた場合及び死亡の場合は直ちにその旨を本会に通知することとする。

第19条 本会則の改正は、幹事会で審議し、役員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

この会則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 13 年 11 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 11 月 12 日から施行する。